

1 概 要

国は、国保財政の安定化や被保険者間の公平性の観点から、将来的には保険料水準を統一することを求めており、本県では、令和 6 年 3 月に改定した「県国民健康保健運営方針」（第 3 期）に基づき、将来的な保険料率の完全統一を目指し、統一の第一段階として、納付金に市町の医療費水準を反映させない「納付金ベースの統一」を目標に、着実な取組を市町とともに進めていく。

2 国の考え方

(1) 令和 5 年 6 月（「運営方針策定要領」改正）

- ・令和 6 年度からの運営方針期間について、保険料水準の統一に向けた取組を加速化させる期間と位置づけ。
- ・保険料水準の統一について、同一都道府県内において同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする「完全統一」と、各市町村の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させない「納付金ベースの統一」を提示。
- ・市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることに留意しつつ、将来的に都道府県内の保険料水準の「完全統一」を目指すことが望ましい。

(2) 令和 5 年 10 月（「保険料水準統一加速化プラン」策定）

- ・将来的には「完全統一」することを見据え、まずは令和 11 年度までの運営方針期間中に、「納付金ベースの統一」を目指す。

(3) 令和 6 年 6 月（資料 5 「保険料水準統一加速化プラン」改定）

- ・次期運営方針（令和 12～17 年度）の中間年度である令和 15 年度までに完全統一への移行を目指しつつ、遅くとも令和 17 年度（令和 18 年度保険料算定）までの移行を目標とする。

3 本県の第 3 期運営方針における保険料水準統一についての考え方

- ・将来的に、保険料率の完全統一を目指す。
- ・統一を段階的に進めるため、第一段階は令和 12 年度の「納付金ベースの統一」を目標に、令和 7 年度納付金算定から各市町の医療費水準を反映しない算定方法へ段階的に移行し（医療費指数反映係数 α の引下げ）、令和 11 年度納付金から「 $\alpha = 0$ 」とする。
- ・納付金増加に対する財政支援について、県と市町で十分に協議を行う。
- ・令和 9 年度の運営方針中間見直しにおいて、第二段階の「標準保険料率の統一」の目標時期を設定する。
- ・令和 9 年度までに全市町において統一賦課方式（※）を採用することを、新たに評価指標として設定する。

※統一賦課方式

区分	統一賦課方式	所得割	資産割	被保険者均等割	世帯別平等割
医療分	3 方式	○	—	○	○
後期分	3 方式	○	—	○	○
介護分	2 方式	○	—	○	—

4 令和6年度の取組状況

市町との協議の場である「国保運営方針連携会議」（令和6年8月30日開催）において、以下のとおり合意した。

(1) 医療費指数反映係数 α の引下げ年次計画

- ・引下げは令和7年度納付金から開始する。
- ・ α を0.2ずつ引き下げ（ $\alpha = 1.0 \rightarrow 0.8 \rightarrow 0.6 \dots$ ）、5年間で第3期運営方針の適用期間内に0にする。

算定年度 (納入年度)	R5 (R6)	R6 (R7)	R7 (R8)	R8 (R9)	R9 (R10)	R10 (R11)	R11 (R12)
α	1	0.8	0.6	0.4	0.2	0	0

第3期運営方針適用期間 (R6~R11)

第3期運営方針中間見直し

(R9~適用)

運営方針改定

(R12~適用)

(2) 納付金ベースの統一（ $\alpha = 0$ ）のための財政支援

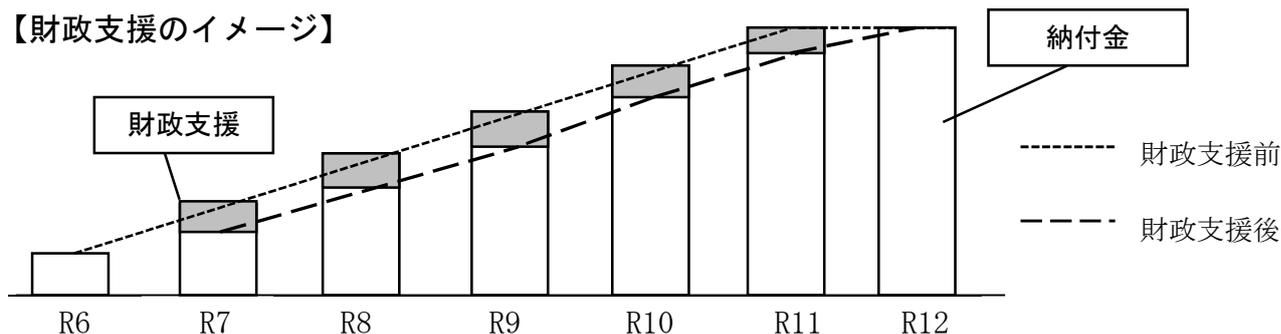
- ・ α の引下げに伴い、納付金負担が増加する市町に対する財政支援を実施する。
- ・財政支援は α の引下げを行う5年間（令和7~11年度）の時限措置とする。

【市町への影響】

医療費水準	納付金（保険料）	
	統一前	統一後
低い	低い	高くなる
高い	高い	低くなる

激変緩和のための
財政支援を行う

【財政支援のイメージ】



(3) 医療費適正化インセンティブ導入の検討開始

- ・これまで α によって医療費適正化の取組における市町の努力（医療費水準）が反映されていたが、 α の引下げにより、市町の努力が評価されなくなり、医療費適正化の取組が後退する懸念がある。
- ・ α に替わり、市町の努力を評価し、医療費適正化の取組を促すためのインセンティブの導入について、検討を開始する。

【参考】全国の状況（出典：厚生労働省資料）

○ 納付金算定における医療費指数反映係数（ α ）の設定状況（都道府県数）

α 値	1	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	0.1	0
H30	40	—	—	1	—	2	—	—	—	—	4
R1	39	1	—	1	—	2	—	—	—	—	4
R2	39	—	—	2	—	2	—	—	—	—	4
R3	35	1	1	1	1	3	—	—	—	—	5
R4	34	—	1	1	2	1	2	1	—	—	5
R5	34	—	—	1	—	2	1	1	1	—	6
R6	20	2	5	—	2	3	1	—	2	—	12
R6 内訳	静岡県 ほか	秋田県 宮崎県	栃木県 東京都 岐阜県 和歌山県 大分県	—	神奈川県 山梨県	富山県 熊本県 沖縄県	佐賀県	—	青森県 宮城県	—	北海道 群馬県 埼玉県 三重県 滋賀県 大阪府 兵庫県 奈良県 広島県 香川県 高知県 長崎県

※下線は、R6 算定において R5 算定よりも α を引き下げて設定している都道府県

○ 令和6年度からの運営方針における目標年度の記載状況

保険料水準の統一の現状と今後の予定
(R6 都道府県国保運営方針)

